

張膽日錄

四

特別
イ4
1919
182

○三月八日記

一露西亞に領土を擴張し以てその大を改
 して其統制をなすは誰か其露の地を以
 ても其地を以て其地を以て其地を以て
 油を以て其地を以て其地を以て其地を以て
 方面に其勢力を擴張するは其地を以て
 困難なるは領土を擴大し得る事なり
 ；其地を以て其地を以て其地を以て其地を以て
 振いたる境を中央其地を以て其地を以て其地を以て

と云ふ事なり

○流名を「海」と呼ぶ事、目下、ムスリムは通信の便、
の便、
事、
み、
乗、
と、
國、
の、
と、
す

○英、
う、
の、

今、
國、
巧、
の、
財、
外、
と、
と、

三月九日

○我艦隊七隻よりなるもの浦塩を攻めしむ
るゆゑ電報ロイテルより由緒を傳へるも能く
冬終り化を御おを出ししゆゑもよく
いずる話細を知らるるも、露西側の電報
も伝へるものも射するゆゑもよく、
七か浦塩を攻めしむるを受けし、
某よりしるしる私電も伝へる、
いふ言政さんとも、
敵艦四元山城津宮に現るるもの
風流ある折柄、我軍艦の浦塩攻めしむ

決して敵艦の来るときは、
いふ言政さんとも、
のりすも、
期をたの二報を掲げしむるも、
某少尉の平す、
海峡を走る、
北海におどる、
雨うりい

○大動在候青伊持橋より、
優治と高し、
と海精より、

美人の伊あふ取とをきしるふに後日とん
伊あふのことき人物を此後とてしるふに神の
歎きしるふとてしるふに現由名の取とをきし
し、彼れを最午の功を此後とてしるふに
現由名の利巧とてしるふに歎

第二對露辯妄

我政府は先頃露國政府の發したる謬妄なる宣言に對し左の辯妄的廻章を列國政府に送附したるに對し如ク露國政府ハ此頃一ノ公文ヲ各國ニ致シ日本政府ヲ責ムルニ國際法違反ニ屬スル或種ノ行為ヲ韓國ニ於テ行ヒタルコトヲ以テテ將來韓國政府ノ命令並ニ宣言ハ其效ヲ有セザルベキ旨ヲ聲明シタルト云フ

帝國政府ハ此機ニ於テ露國政府ノ意見若クハ聲明ニ對シ敢テ顧慮スルノ必要ヲ見ズ然レドモ事實ノ誣妄ヲ看過スルニ於テハ或ハ恐ル中立國中レガ爲メニ誤解ヲ生ズルニ至ルモアラシコトヲ故ニ之レニ對シ其妄ヲ辯ズルハ帝國政府ノ權利ニシテ又義務ナリト信ズルヲ以テ茲ニ露國ガ其公文ニ於テ充分ノ證左アリ且ツ確實ナル事實ト聲言シタル五點ニ關シ左ノ言明ヲナサントス

一、日本軍隊ガ宣戰ニ先チ韓國ニ上陸シタルコトハ帝國政府モ亦之ヲ認ム然レドモ交戰ノ狀態ハ既ニ現實ニ成立シ居タルナリ且夫韓國ノ獨立及領土保全ノ維持ハ今回戰爭ノ一目的ナリ從ツテ露國ガ侵迫セル地方ニ軍隊ヲ派遣スルハ我權利ノ必要ニ屬ス況ヤ此事タル韓國政府ノ明確ナル同意ヲ得タル所ナルニ於テヤ日本軍隊ガ韓國ニ上陸シタルハ平和ナル商議ノ進行中露國ノ大軍ガ滿洲ノ同趣ヲ經ズシテ滿洲ニ送派セラレタルガ如キト大ニ趣ナ異ニシ曲直ノ在ル處極メテ明瞭ト謂フベシ

二、帝國政府ハ露國公文第二點ヲ以テ全然無根ノ

虛説ナリト聲明スルモノナリ帝國政府ハ丁抹海底電線ニ由ル露國電信ノ交付ヲ停止シタルコトヲ又露國政府ノ電信ヲ破壞シタルコトアルナシ若シ夫レ二月八日我艦隊ガ仁川港ニ於テ二隻ノ露國軍艦ニ突然攻撃ヲ加ヘタルコトノ非難ニ對シテハ交戰狀態當時已ニ成立シタルコト及韓國ハ已ニ日本軍隊ヲ仁川ニ上陸セシムルニ同意シタルガ故ニ中立港タルノ性質ヲ有セザリシコトヲ一言スルヲ以テ足レリトス

三、帝國政府ハ捕獲審檢所ヲ設立シ之ニ授クルニ商船捕獲ノ適法ナルヤ否ニ關シ最終ノ決定ヲ下スルハ全權ヲ以テセリ此故ニ露國公文第三點ニ關シテハ茲ニ何等ノ言明ヲ爲スベキ場合ニアラズトス

四、帝國政府ハ露國公文第四點ノ所說ハ全然事實ニ根據ナキモノナルコトヲ聲明ス

五、帝國政府ハ露國公文第五點ノ所說ハ不精確ナルコトヲ斷言ス帝國政府ハ露國公使ニ對シ韓國ヨリ退去センコトヲ直接ニモ亦間接ニモ要求シタルコトヲナシ二月十日駐韓佛國代理公使ハ我公使ヲ來訪シテ告グルニ露國公使ガ韓國退去ヲ希望シ居ルヲ以テ之ニ關シテ我公使ノ意見ヲ尋テタルニ付我公使ハ露公使ニシテ其隨員并ニ公使館護衛兵ヲ隨ヘ平和ニ撤退スルニ於テハ日本軍隊ヲ以テ充分之ヲ保護スベキ旨ヲ答ヘタル此ノ趣ハ其後日佛兩代表者ノ間ニ書翰ヲ往復シテ更ニ確メラレタル所ナリ

而シテ我ハ仁川迄ハ日本兵士ノ護衛ヲ付シタリ

尙ホ茲ニ附記スベキモノアリ金山駐在露國領事ハ

二月二十八日ニ至ル迄尙ホ其任地ニ止マリタリ同
官ノ殘留如此久シキニ亘リタルハ何等訓令ニ接セ
ザル爲メ不得已ニ出デタルモノナリト云フ惟フニ
露公使ハ其出發ニ先チ必要ノ訓令ヲ領事ニ與フル
コトニ念ヒ到ラザリシモノナルベシ而シテ撤退ノ
訓令遂ニ露領事ニ達シ領事ニ於テモ亦可成速カニ
釜山ヲ去ランコトヲ希望セルコト明カナルニ及ビ
釜山駐在帝國領事ハ露領事ノ出發ニ關シ有ラユル
便宜ヲ與ヘ結局露領事ノ一行ハ我領事ノ斡旋ニヨ
リ日本ヲ經テ上海ニ赴クコトハナレルモノナリ

冬照 露國の聲のしき
五五五
一抗敵開始のしき
露と中立を宣言する韓

國に上陸す

(二) 日本艦隊は本月廿日即ち宣戰公布の二日前に
我中立港濟南浦に碇泊す 一と而も其
艦を日人、悉く悉く丁抹海を俟て
由我、電報の配を遂に遮止し且つ韓國の
府の電信交通を破壊せし、その國交破壊
の通知を受くる由き境遇を待てる我軍



艦二隻を名し、突如攻撃を加へる

- (三) 日本國政府、現今四河を拘り、抗敵開始
あるところ、利那に於て我商船數隻を韓國
中立港内に於て戰的捕獲船として捕収す
- (四) 日本國政府、京城駐劄日國公使を行は、韓國
皇帝の御心韓國を占領日本國行政の
要とす、と宣言し且つ之を従はるとする
本國軍隊は京城を占領する、方回を率
て去る
- (五) 日本國政府は在韓佛國公使を行は、在韓我使
を悉く我公使館より追い、領事館員を率ゐる

偏しとてそのあつた艦腹より直ぐ四
尺以上の大孔を穿たれた事と云うけんも
上甲板にある戦間よりと全然さうこと
と判らぬのた、不意に轉れりき、是下
より起つたと思ふ、今迄も互に互に
たてえり、と云ふ、上甲板の上へ轉動
し、たてえり、艦を凡そ五十五度角より傾斜
し、白煙を多量に放つたといはれ、
甲板上の陣中、凡そこの間際、火山の
破れをきき、吹出し、一方傾いた
艦の位置、無敵なる、復た、と云ふ

五十五度角より一方へ、かくと傾く、この
既、艦の首部へ、傾いた坂路のやうな
沈み、行へ、そのあつた、艦の横手
ある、艦車、そのあつた、この間、
の、海波、消を、持て、前、右、左、動、
する、そのあつた、艦、人、と、云ふ、
の、艦、最、後、と、云ふ、
ス、ト、初、め、の、あつた、艦、
全、艦、中、の、艦、上、の、艦、
上、の、あつた、三、声、の、
この、全、艦、中、の、あつた、

る命令である。而して此の命令の正しき間
ハ如何なる危険難々迫つても各自守る
位置を動かさずと出来んのか。全艦乗
組従ふる式十人先を導く上甲板
に集まることある命令。艦を連る艦
列を離れ他の艦隊の陣面を妨害す
べからざるを戒め、引上ぐるを許
さぬ。この艦の沈没しつゝも此の秩序を
の乱れず各砲を撃つことあり。及ぶべ
きだけ多くの砲を撃つ。他の
兵も小銃を撃て。沈没の處へ入る。

軍艦を破壊せよ。今も軍艦隊と見
死すべし。かゝんと此の命令は自國の位置
自己の名譽を以て艦長の命令を服せし
る。命令あるを艦長亦従ふ。この命令
服する。

命令あるを艦長と全連力を以て再び
奮起する。後するものなり。命令は沈没する軍
艦を引くき運動を開始する。艦長の
巨砲はまず艦側の大砲を砲身の
裂けるところを撃つ。砲を乱れし。砲口より
火薬の煙を吐き出しし。

凡例

山岳 海面 河境 同路 鐵道 鐵路

電信 海底 都邑 砲台 燈明

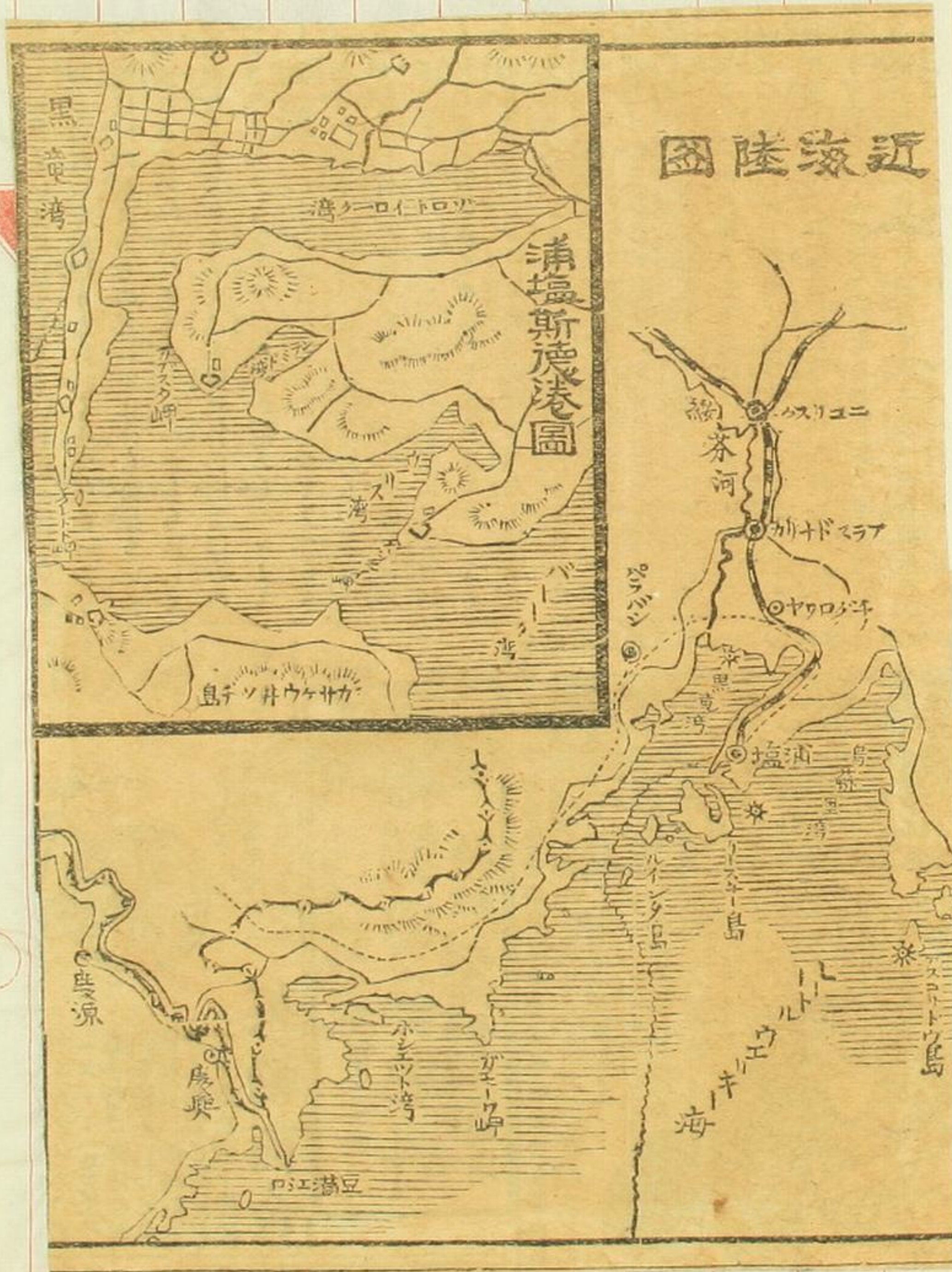
例凡

 山岳
 海面
 河境
 同境
 鐵路
 道
 電信線
 海底
 都邑
 砲台
 燈明台



此處初に多岐の分岐点に方向を定め、里田の
 橋を渡り、或は敵艦の出を待たず、さうして
 烟を以て誘ひ、消滅し、利便を以て、七角五米の
 加湾スツレローク湾を侵襲せしむ。異状を
 察し、再び浦塩新徳車に迫り、さうして敵艦
 を以て砲撃せしむ。砲撃を以て、せんせん、と轉して
 ポレエツト湾を侵襲せしむ。敵艦を以て、

浦塩斯德港圖



○此の如く、そのことを海軍に活用し、
或る雷を以て、その雷を英海軍に
んと採用して、其の雷を海軍に
其の雷を以て、その雷を海軍に
其の雷を以て、その雷を海軍に

此の雷を以て、その雷を海軍に
其の雷を以て、その雷を海軍に
其の雷を以て、その雷を海軍に
其の雷を以て、その雷を海軍に
其の雷を以て、その雷を海軍に

べく又水面に浮かべ、その雷を
其の雷を以て、その雷を海軍に
其の雷を以て、その雷を海軍に
其の雷を以て、その雷を海軍に
其の雷を以て、その雷を海軍に

るんは始く記ししはるの事と見えたり
○露國軍隊の……精進する某軍人の露軍
界……と云ふ語條の内左の二つ即ち傾聴
の傍に……ありありと

露軍……日本……軍……兵……
の……歩兵……擲弾兵……
外は獵歩兵……騎兵……
……重騎兵
……輕騎兵……
果……其の性能を異……夫……
を……其の格おの……



隊……本隊を敵……
を……擲弾兵……
おの任務を……
集團火力を……
獵歩兵……
の任務を……
兵の任務も服……
兵……
……
……日本……
……

露兵の各統へ為さるべき任務を取らざる可
きも然る訓練编制とあるのみを

凡て軍の目的と定戦とあるのみ其の定戦
を基準として编制訓練とある軍隊を
めぐる所を其能力を缺く事と
國民が命令の任用を携へようとする
何れも日本軍と露國の軍隊のこころ
各統の能を備へる軍隊を以てし
いこうとはする冗費を省くの方
むある一と武官の統一と軍の指
揮を統一する便利の持たしであるの

いあらう凡そ文治の道と戦術の道と
とはつて戦術の要とと軍火力の交
換と向兵の巧拙の是と止ととと
押方の山嶺の能力と後方勤務の
定不定が作戦の主要点とあるその
むれとる露兵の軍隊に必し
其複雑定戦の兵を以てし果ては
戦と命令の結果をぬの得るや否やは
定より断てしこと出来まい

又騎兵とあると考へる其驍勇を以て
世界に名をせしむるは合するべし

むき何の役もよまなまゝそこへ行くことゝ決
めた。組織をもちて殊に軍の耳目として働
く。めづるべき最も決着するべき果敢ある敏捷
として勇猛をもち且つ立派な行動を行な
う。教育を備へてそのうちより教育を
こころをけんた。兵と其の任務うつと
らまゝにまゐらる。

露國のユサツリ兵の長たる軍に馬術の
よく其の兵站よく獨りして作戦に自由
な生存の道を講ずること。殊に一隊お
の長所と移してつとむ。一軍にこれに
あつた。

東洋日報

りつた。政界の老練の如くしてつと
えん。

○三月十二日

○露軍の長たる軍に馬術のよく其の兵
站よく獨りして作戦に自由な生存の道
を講ずること。殊に一隊おの長所と移
してつとむ。一軍にこれにあつた。
露軍の長たる軍に馬術のよく其の兵
站よく獨りして作戦に自由な生存の道
を講ずること。殊に一隊おの長所と移
してつとむ。一軍にこれにあつた。

○今つ我開港の甲申に洋艦の一書二枚
ひきあつた石炭の價をいふ候ふに、そのうとせえし
るゝと碇泊中一と云ふ一隻より十と中位（一
三十のうと四五十の）を焚くといふ航海やと
る噸（三千圓）の噸を連力を出して航進する
きは四五十噸（一書三千五圓）とある
ま。

○軍中人の小隊の輸送を爲す所の西に
曰く、露國の輸送も、その定多にせしむるに
二十世紀の軍隊とて、輸送の不便を云ふ
人と稱せざるべし。軍中とて、その定多に

うし來るに、此の輸送の不便をいふことも、露國が山
地以上の軍隊の輸送をいふことを決したるに、何んとい
ふは、露國の輸送とて、その定多に、その定多に、その定多に、
正とて、その定多に、その定多に、その定多に、その定多に、

○韓國慰問の大使とて、その定多に、その定多に、その定多に、
由定とて、その定多に、その定多に、その定多に、その定多に、
其の定多に、その定多に、その定多に、その定多に、その定多に、
何んといふは、伊勢とて、その定多に、その定多に、その定多に、
じや、列國の戦艦とて、その定多に、その定多に、その定多に、
○露國とて、その定多に、その定多に、その定多に、その定多に、
な、又、旅順とて、その定多に、その定多に、その定多に、その定多に、

●●●●●
浦潮斯德砲擊詳報

十一日 佐世保特派員發

浦潮斯德砲擊に参加したる日本艦隊七隻は○日某地點を出發し朝鮮沿海を北に航進し六日正午頃を以てアスコルド島沖に達し夫より漸次港内に進み午後二時頃海岸砲臺を距る約○米突の所に近づきり此日寒威凜烈手指落つる計りにて氣溫は攝氏廿一度に低下し各艦の舷側甲板面には潮水忽ち氷と爲りて凝結し陸岸より

五六千米突の海面も亦氷して氷塊一面に浮び遠くより之れを望めし恰も波の落つるが如く近く觀れば蓮池の如く連山白雪皚々として一の黒點をも認むる能はざりアスコルド島の燈臺黒きが故に遠くより其の燈臺たるを認め得るのみ各艦は前艦の氷を破りて進める跡に繼ぎ浦港に近ければ四面皆砲臺にして容易に進入する能はざり去れど豫て偵察したる敵の最も薄弱なる砲

東洋日報

臺に向て進み其の前方を二度廻旋して砲擊を加へたり然るに敵の砲臺は只臺場の築きあるのみにして砲を据ゐざるものゝ如く我が艦隊に向て應砲せざり又港内の各砲臺には兵員の數を認むるを得たるも敵は彈着距離にあらざると斷定したるものか最後まで一彈も放たざり砲臺の側にある信號臺及び各砲臺に於て無線電信を以て盛に信號せるを見たり斯くて同じく二時四十分

我が艦隊は敵の應戰せざるを見て砲擊を止め夫より後方に引揚たり此時ボカテイル形の軍艦港内より出で我が艦隊の動靜を偵察せるものゝ如く我が艦隊よりの報告に據れば敵艦四隻後より出で來りしといへり斯くて我が艦隊は水雷の襲撃を虞れたれば長く留まるの不得策なるを察し○○の方面に引返し同夜は沖合に遊弋し更に七日午前六時艦隊は二隊に分れ其の第二小

隊は速力を緩めて亞米利加灣方面の偵察に向ひ又本隊ハ速力を早めて各方面を偵察し同じく九時頃アスコルド島附近に於て相合したり正午再び敵前○●米突に近きたりしも前日の如く敵艦出で來らぬ各砲臺も亦沈黙し敵の大に萎縮せしを確めたれば砲撃を加へずして引揚げ露領沿岸を航進す此時敵艦一隻又追尾し來りしが我に近寄らぬ極めて遠距離に影を見せしのみ斯

東棗原製

三月十二日

總額四億四千六百萬圓

三千萬

額面二三圓以上一也

四千五百

合共（幕入優光方）七千萬圓

まゝにふるふに 雲川 唐紙 信玄の五将
くは 頼元 末着 ぐゝとて 沼田の油盡を
まゝとて 能くさるゝ 此の五将の如き 振るふ 一々

四万米田の積立をうへは終局

應多分派額 四億六千万円(幾とも五億)

の集計を定むるにても、而して此の特許を
するべきと

募集額一億円の大部分を占める中層
以下の社会よりなり、概して終局を

とせん、即ち此の四億六千万円募集額の優
先権あるものと仮定し、前掲の額を止するに
とすれば、残額三千万円を價格一円、額面二
千万円以上の三億九千万円の割あて募集す

東林堂

べし、このことを以て大なる要あり、何れも幾何千万円の
をも、以て終するに、この額金の最優額を
募集する、一也、このことを、終局の、
い田の割、募集入る、このことを、
た、んは、北上、二田、三田の募集、
を、募集する、の、り、このことを、略、と、
べきと

●十日の旅順攻撃公報

東郷聯合艦隊司令長官報告
(三月十二日午後八時十分東京着電)

聯合艦隊は豫定の如く行動して更に昨日旅順口の敵を攻撃せり
驅逐隊の二隊は同日午前零時旅順港外に達し港外を捜索して敵艦を認め天明迄港外に留まりて乙艦隊は各所に特種の機雷を沈置せしが敵の要塞は之に對し時々砲撃したるも我驅逐隊は無事其目的を達するを得たり然るに午前四時三十分頃甲驅逐隊は老鐵山の南方

に於て約六隻より成る敵の驅逐隊に會し近距離に於て約卅分間激戦し朝霞、曉の二艦は敵の諸艦と殆ど舷々相摩せんとするが如く接戦し敵の三四艦に猛烈なる砲火を加へたるを以て敵は或は汽罐を破損し或は火災を起し或は悲鳴を揚げ多大の損害を負ふて敗走せり我三艦も亦敵の爲め多少の損害を被り死傷十五名内戰死七名七名負傷の大連、士、南、安、の四下士卒一名なり就中曉は汽罐の補助汽管を破壊せられ一時漏汽したるが故に機關兵

四名熱傷に依り戦死せり但各艦共に戦闘航海に支障あらず又乙驅逐隊は午前七時港外を去らんとする際偶々洋中より旅順口に入らんとする敵の驅逐艦二隻を發見し直に其前路を遮りて之を攻撃し戦闘約一時間多大の損害を加へたる後其一隻を逸したるも他の一隻「ステレグーシチー」號を撃破し敵の要塞砲火の下に於て漣ハ之を捕獲し曳航しつゝありしも漏水甚しく且つ波浪高く曳

其後午前十時十五分に至り右「ステレグーシチー」號は全く沈没せり此戦闘に於て乙驅逐隊の諸艦にも損傷ありしも多大ならず漣、曙の二艦に戦死卒二名負傷曙の少尉島祐吉外下士卒三名ありたり之より先き敵艦「ノース」及「ヤン」は港外に出で我乙驅逐隊に向ひ進み來りしが我艦隊の港外に接近するを見て港内に退却せり我主力艦隊及巡洋艦隊は同日午前八時旅順口沖に達し巡洋艦隊は直に港口正面に進み我驅逐隊を掩護し次で主力艦隊も亦老鐵山附近に至り午前十時

より午後一時四十分迄連
 續港口に對し間接射撃を
 行へり巡洋艦の一隊が正面より看的報告す
 るところに依れば其彈着は概して良好にして其効
 果少からざりしものゝ如し我砲撃中敵の要塞も時
 時應戦したるも我艦隊の諸艦は一の損傷なかりし
 又巡洋艦の他の一隊は大
 連灣外に至り港口三山島
 に於ける敵の建設物を砲
 撃破壊せり又高砂千早は特に旅順口半
 島の西岸を搜索せし敵を見す前回の攻撃に於て
 我巡洋艦隊に撃破せられ揚子に擱岸したる敵の艦
 逐艦はウヌシーテリヌイにして今や橋及煙突の上
 部を水面上に現はして沈没し居れり
 我各部隊は午後二時戰闘を止め一旦急定地點に集
 合したる後引上げたり

○露軍の水雷敷設艦工
 ニセー那が自らのあて
 一なるあてを接觸し破
 壊せんと其の火雷の六つ
 も効くことを示
 せしと近來の湯沢なる
 るが此を云ふとあて
 言ふ所の或るいふ其
 船を左回りのことと大さ
 四斗格むるものゝ
 一なる其船を破る作

せん進航
 一まをる
 の砲の用
 り船
 とせと
 不



其中の獲物たる樺火薬を焚き其上部
 へ突出せる五本の角を破るものなり
 端の鋭し鋭の端の重錘を降して之
 を海面に沈めしものなり
 五五尺の長さの角
 一箇の長さの角
 せん進航

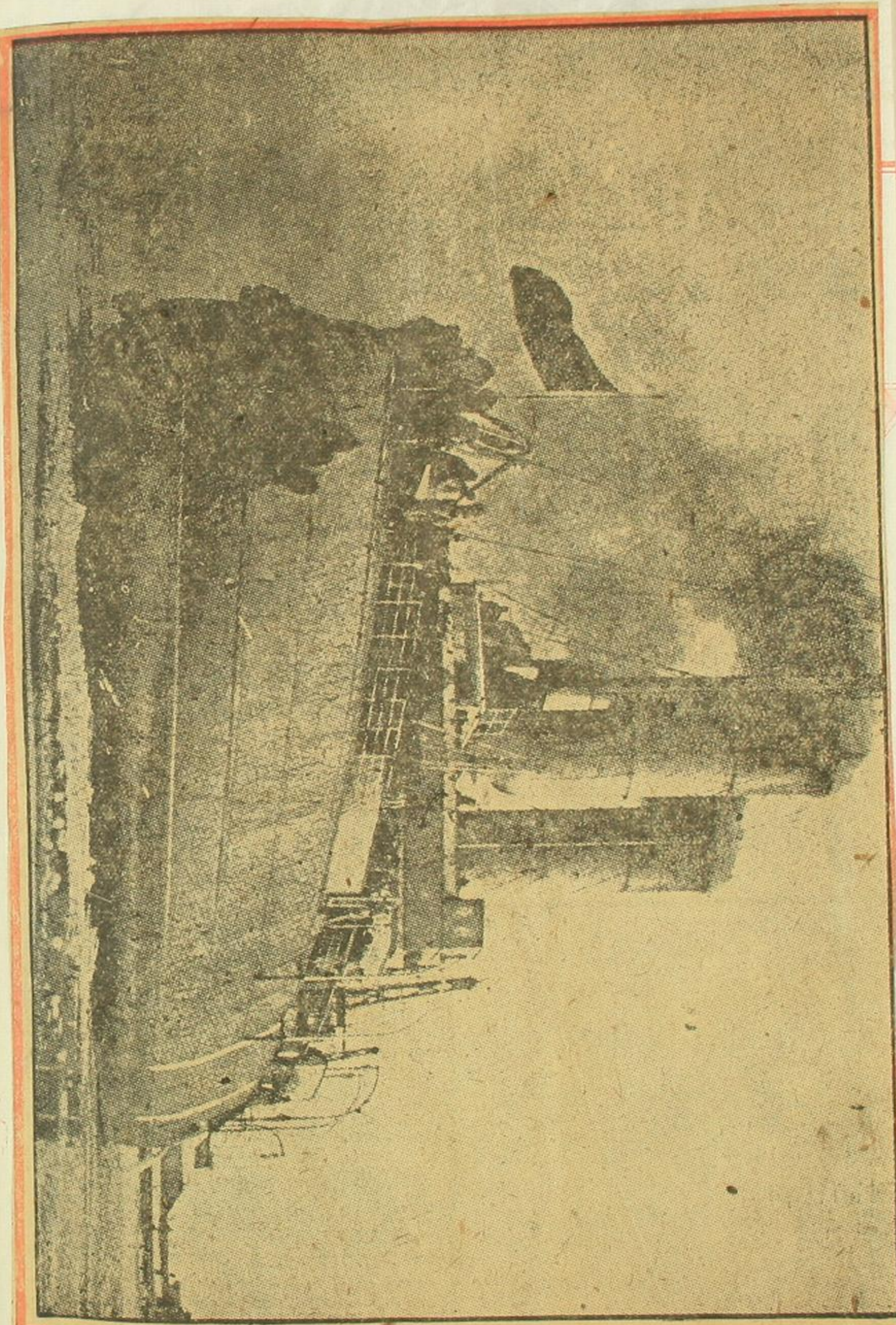
東槲皮散

航路を以て得る事

○中立法の權利を犯して今尚ほ確証しつゝある露の砲艦マレコシェーハ邦よりその開港する迄は開港準條を以てせんがやうといふと中立法は上海を蔽ふ一層の砦を築き起せしむ。終りの事とする所とする所を破るゝ計畫を画し其の掃討せんとするは法あるやんば互に日米軍艦の

公衆を救ふの事にせんとすをいふは
さう善しといふ所の此の行ふを主君の善
の表彰する事とするの体なるが故に其の意
義の通ふとて做さるべき事なるはさう
知る所の事とて友誼あるも而も中々
此の上海港の寛待を濫用して其の動
さるをえざるが故に該艦が其の港に
滞りし旅船なるあるも其の港に
と困難なる事時をいふ人々を
外の人々を以て體裁せしむべきを得
るものとす其旅船を拘捕せしむるは

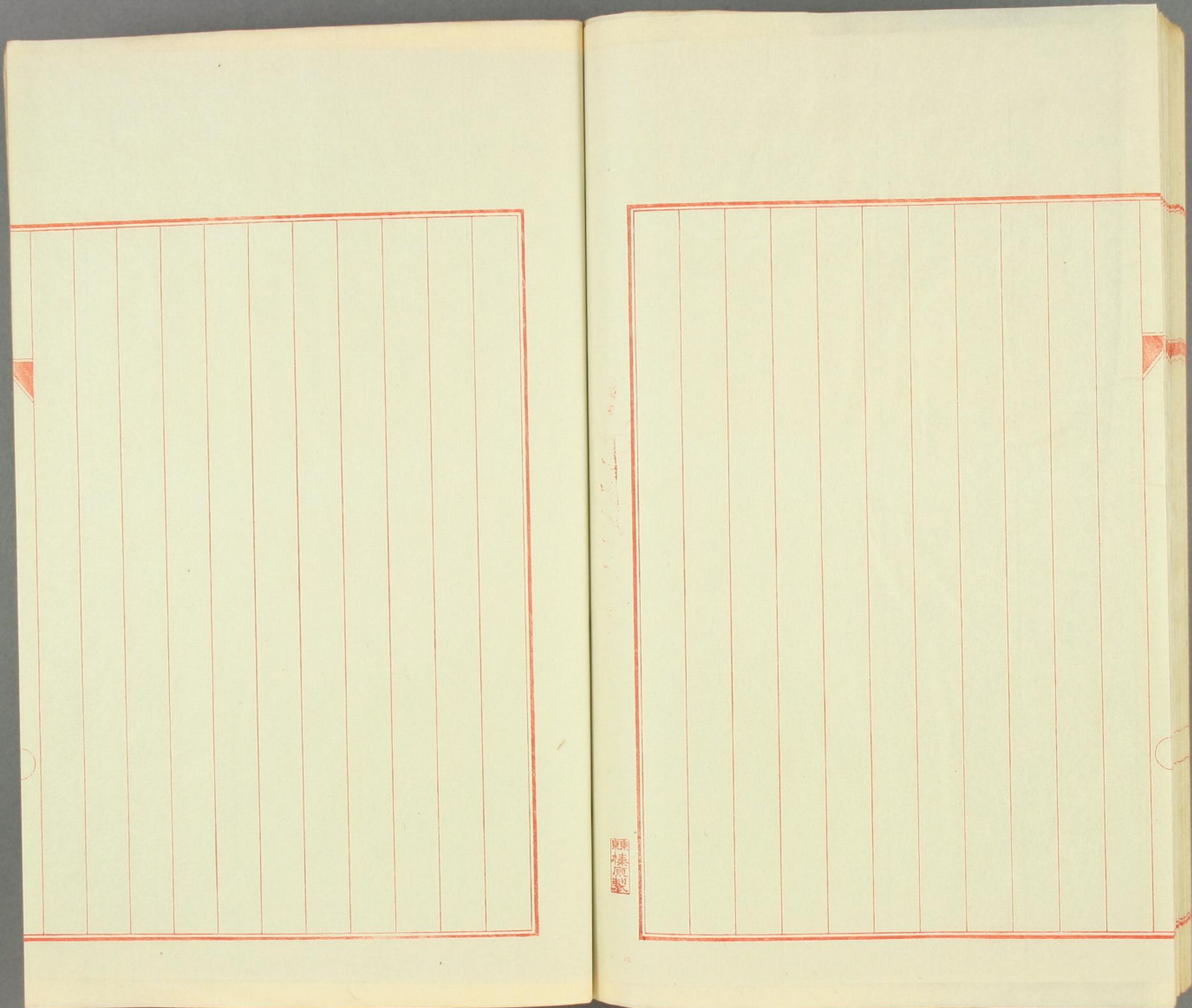
に露軍が剛愎明喝の慣用手段を勉め
墨守せんとして一例をいふこと
解せんやとある言路我々の開如せ
んやと風評をあると上海を
とていふ何とせんは旅船が
の故に其をいふは即ち日本人の善し
しをいふは即ち日本人の善し
るの善しをいふ其の概をいふは
本港岸を改めたるの準備をいふ
云々といふが而も其の事なるの行動
は終つて開港に親を考致す事なるは



浦鹽斯德の碎氷船 (上記露國碎氷船の記事を見よ)

露國碎氷船

堅氷の厚く鎖せる冬季の浦鹽港内は如何にして軍艦商船の出入するを得るか云ふに全く碎氷船の力を藉るに外ならず碎氷船の形は下圖の寫眞版の如く其吃水上部は丸形に作られ吃水部分は船も船も尖角となり居るが故に三四尺の氷ならば忽ちに碎き得べきも若し一丈近き厚き氷にては容易に破ることは斯る場合には船中に備へ付ける大唧筒を以て船尾より船首に嚙多しく水を注ぎ夫れと同時に速力を加へて船を進め非常なる重量を以て氷を押破るなり此破氷船は總噸數千噸近く目下浦鹽には唯一艘あるのみなれども同じ装置の小蒸氣船あり一旦碎氷船に依りて碎かれたる後再び結氷せしめざる爲め此小蒸氣船を縱横自在に回轉し此小蒸氣船は官有のもの二艘外に私有のもの三四艘あり商船は此小蒸氣船に曳かして氷の鎖を港外にまで出るなり



東林書院

以下全て
白紙

明治三十七年三月
上浣起筆

春城學人